

令和 6 年度 苫小牧市ゼロカーボンハウス 促進補助金の手引き

(脱炭素補助、省エネ補助)



【令和 6 年度からの注意事項】

- ・新築住宅・既存住宅、対象機器により実績報告書提出の締切日が異なりますので、本書 11 ページ(事業要綱別表 3)でご確認ください。
- ・脱炭素補助で申請する場合は、事業着手日を明確にする必要があります。事業着手日の考え方については、事業要綱や本書を必ずご確認ください。事業着手日（契約締結か着工日のいずれか早い日）は補助金の交付申請日以降でないと補助対象にはなりませんのでご注意ください。

目次

(1) 補助制度の概要	・・・・・・・・・・1
(2) 脱炭素補助対象機器一覧	・・・・・・・・・・3
(3) 省エネ補助対象機器一覧	・・・・・・・・・・7
(4) 申請について	・・・・・・・・・・8
(5) 手続きの流れ	・・・・・・・・・・10
(6) 実績報告書兼請求書提出締切日	・・・・・・・・・・11
提出書類チェックリスト	・・・・12、13

(1)補助制度の概要

①脱炭素補助(国費による補助)

令和5年度から令和9年度までの5年間で、環境省の重点対策加速化事業を活用し、市内住居に対するZEH、ZEH+、太陽光発電設備（自家消費型）、定置用リチウムイオン蓄電池の導入を加速化させるための事業を実施します。

◆ 補助の申請期間

【申請期間】

令和6年4月15日（月）～令和7年2月14日まで（必着）

※申込期間内に実績報告書兼請求書（様式第10号）及び添付書類を提出してください。

【申込方法】

ゼロカーボン推進室環境保全担当(沼ノ端清掃事務所1F)へ持参、郵送、電子申請（補助金ホームページから）、Eメールのいずれかで交付申請してください。

【予算額】100,000,000円（先着順で受け付けし、予算に達し次第終了。郵送、電子申請、Eメールの場合も到着順で受け付けます。添付書類を忘れずに提出してください。予算に達した場合、その日に受け付けた申請者の中で抽選を行います。）

◆ 補助の対象者

- ①市内に自ら居住するために、ZEH若しくはZEH+を新築又は購入する個人。
- ②市内に自ら居住する住宅又は敷地内に太陽光発電設備（自家消費型）、定置用リチウムイオン蓄電池、エコキュートを設置する個人。

②省エネ補助(市費による補助)

住宅用省エネルギー機器の普及促進を図り、ゼロカーボンシティの実現に向けた環境負荷の少ないまちづくりに寄与することを目的とした事業です。

◆ 補助の申請期間

【申請期間】

令和6年4月8日（月）～事業要綱別表3に定める日まで（必着）

【申込方法】

ゼロカーボン推進室環境保全担当(沼ノ端清掃事務所1F)へ持参、郵送、電子申請（補助金ホームページから）、Eメールのいずれかで交付申請してください。

【予算額】10,000,000円（先着順で受け付けし、予算に達し次第終了。郵送、電子申請、Eメールの場合も到着順で受け付けます。添付書類を忘れずに提出してください。予算に達した場合、その日に受け付けた申請者の中で抽選を行います。）

◆ 補助の対象者

市内に自ら居住する住宅又は敷地内に対象機器を購入し、設置する個人。

③共通要件

- ①住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき、苫小牧市の住民基本台帳に記録されている市民及び市内に居住予定である者。
- ②市税を滞納していないこと。
- ③**新築住宅、既存住宅を問わず、購入又は設置工事を市内に事務所を有する法人又は個人事業者に依頼していること。**
- ④苫小牧市暴力団の排除に関する条例（平成 27 年条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- ⑤原則として決定通知日以降に購入又は設置し、事業要綱別表 3 に定める日までに実績報告書兼請求書を提出できること。※補助金の交付申請日以降の事業着手に限る。
- ⑥これまで自らを含め同一世帯内に補助対象機器一覧に掲げる補助対象設備において、同一設備の補助を利用した者がいないこと。

◆ 書類作成上の注意

- 補助申請に要する各種様式、記載例はホームページよりダウンロードできます。また、市役所 1 階案内、市内各コミセン、出張所にも設置しています。
- 申請書類には修正液、修正テープ、消せるボールペンは使用できません。
- 申請書類等の申請者名欄には、住民票と同じ漢字での記載をしてください。（高・高、斉・齋など）
- 補助金額、手続方法、注意事項等必ず全ての事項をご理解のうえ申請を行ってください。また、代行手続をされる方は、事前に申請者へ制度の説明を十分に行ってください。
- 苫小牧市が指定する以外の様式（独自に作成されたもの等）での提出は受付できません。
- 申請書類が全て揃わなければ受付できません。書類の修正中、差し替え中の方に対する予約または電話での受付は行っておりませんのでご注意ください。

対象機器・補助額

		対象機器	補助額
脱炭素補助	①	ZEH	55万円以内
	②	ZEH+	100万円以内
	③	太陽光発電設備（自家消費型）	1kWにつき7万円（上限70万円）
	④	定置用リチウムイオン蓄電池 （※③と同時設置に限る）	工事費を含んだ価格の3分の1（ただし14万1千円/kWh未滿の機器に限る）
	⑤	エコキュート（ヒートポンプ給湯器）	工事費を含んだ価格の4分の1（上限18万円）

省 工 ネ 補 助	⑥	定置用リチウムイオン蓄電池 (既に太陽光が設置されている場合)	工事費を含んだ価格の10分の1 (上限 12 万円)
	⑦	V2H	工事費を含んだ価格の10分の1 (上限 6 万円)
	⑧	HEMS	工事費を含んだ価格の10分の1 (上限 4 万円)
	⑨	給電装置	工事費を含んだ価格の10分の1 (上限 3 万円)

- ・各対象機器には補助要件がありますので、次ページ以降をご参照ください
- ・④の申請を行う場合は、③とセットとなります。③のみの申請は可能です。

(2) 脱炭素補助対象機器一覧

●補助の対象機器は下表の要件を満たし未使用品（中古品は除く）とする。

【注意】国や北海道の補助と脱炭素補助の併用はできません。

対象機器	ZEH、ZEH+
補助要件	以下の①～⑦のすべてに適合した住宅 ① 事業実施主体は、新築戸建住宅、新築建売住宅（建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅）の購入予定者となる個人とする。 ② 申請者が常時居住する住宅であり、専用住宅であること。ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が ZEH の基準を満たすこと。 ③ ZEH ロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。 (a) 住宅の外皮性能は、建築物省エネ法の地域区分 2 の強化外皮基準（UA 値 0.4 以下）を満たすこと。 (b) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。※2 (c) 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること（売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。） (d) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。（※1※2） ④ 申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。 【ZEH+のみ⑤～⑦の全てを満たしていること】 ⑤ ③、④の<ZEH の交付要件>を満たしていること。 ⑥ 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 25%以上削減されていること。 ⑦ 次の a、b、c のうち2つ以上を選択し導入すること (a) 住宅の外皮性能は、建築物省エネ法の地域区分 2 の強化外皮基準（UA 値 0.3 以下）を満たすこと。

	(b) HEMS により、太陽光発電設備等の発電量を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。 (c) 再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。 ※1 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）」に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。 ※2 再生可能エネルギー等を加えて 100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含む。 ⑧ その他、国実施要領別紙2の2エ（ツ）に定める交付要件を満たすこと。
事業着手日の考え方	事業着手日は、原則として契約締結行為又は工事着工日のいずれか早いほうをいう。事業着手日が補助金の交付申請日以降でなければ補助対象とならない。 契約上、工程表等で高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備のいずれかの工事開始日が明確になっているのであれば、その日を事業着手日として差し支えない。
補助額の算定	ZEH ・ 55万円／戸以内 (高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備に要した費用の合計額) ZEH+ ・ 100万円／戸以内 (高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備に要した費用の合計額) ・ 国の補助事業との併用はできない。 ・ ZEH、ZEH+の補助対象経費は、高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備に係る合計金額とする。 ※ZEH、ZEH+の経費として認められる給湯設備は、電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート、おひさまエコキュート）、ガス潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）、石油潜熱回収型給湯器（エコフィール）、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器）、太陽熱利用システム、燃料電池（エネファーム）に限る。 ※導入する換気システムは、24 時間換気に係るものであること。

対象機器	太陽光発電設備（新築・既存住宅対象。 店舗併用住宅を含む。 ） ※ソーラーカーポートを含む
補助要件	① 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 ② 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定を取得しないこと。 ③ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 ④ 本補助金により導入する太陽光発電設備で発電した電力量のうち、30%以上を自家消費できること。また、発電を開始した翌月から1年分の自家消費率を【太陽光自家消費率報告書（様式第17号）】で報告できること。 ⑤ その他、国実施要領別紙2の2ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 ⑥ 申請する住所の敷地内に太陽光発電設備が設置されていないこと。
事業着手日の考え方	・事業着手日は、原則として契約締結行為又は工事着工日のいずれか早いほうをいう。事業着手日が補助金の交付申請日以降でなければ補助対象とならない。 ・新築住宅において、新築工事契約と太陽光発電設備が別契約である必要がある。 ・新築工事契約に太陽光工事が包含されている場合、契約相手からの確約や申し出(契約内容内訳書【様式第19号】)により、他の新築工事と太陽光発電設備の事業費を明確にすること。 ・上記について、事業費が明確にできる場合、契約上、工程表等で確認できる太陽光発電設備工事開始日を事業着手日とすることができる。
補助額の算定	・kWあたり7万円(※太陽光モジュールの合計kWかパワーコンディショナーの出力いずれか低い数値) ※kWの小数点以下は切り捨て ※パワーコンディショナーの出力値は、単機能とハイブリッドで違うことがあるため、申請書に記載する際は注意すること。 ・上限10kW(70万円) ・ソーラーカーポートの場合、「kWあたり7万円」及び「カーポート設置費を除く太陽光発電設備の設置費」で算定した金額のいずれか低い金額を補助額とする。 ・国の補助事業との併用はできない

対象機器	定置用リチウムイオン蓄電池 （新築・既存住宅対象。 店舗併用住宅を含む。 ）
補助要件	① 本補助金で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。 ② 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 ③ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 ④ 補助額の算定の※に定める価格以下の蓄電システムであること。

	⑤ 4,800Ah・セル相当の kWh 未満の定置用リチウムイオン蓄電池であること。 ⑥ 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 ⑦ 蓄電池部安全基準は、JIS C8715-2 の規格を満足すること。 ⑧ 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）は、JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。 ※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 ⑨ 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。 ⑩ メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ⑪ その他、国実施要領別紙 2 の 2 ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。
事業着手日の考え方	・事業着手日は、原則として契約締結行為又は工事着工日のいずれか早いほうをいう。事業着手日が補助金の交付申請日以降でなければ補助対象とならない。 ・新築住宅において、新築工事契約と定置用リチウムイオン蓄電池が別契約である必要がある。 ・新築工事契約に定置用リチウムイオン蓄電池工事が包含されている場合、契約相手からの確約や申し出(契約内容内訳書【様式第 19 号】)により、他の新築工事と定置用リチウムイオン蓄電池の事業費を明確にすること。 ・上記について、事業費が明確にできる場合、契約上、工程表等で確認できる定置用リチウムイオン蓄電池工事開始日を事業着手日とすることができる。
補助額の算定	蓄電池の価格の 1/3（※工事費込みで 1 kWh あたり 14.1 万円未満） ※蓄電池の費用÷蓄電容量で得た数字が 14.1 万円未満であること。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で産出される蓄電池部の値のこと。kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てて計算すること。 ・非常用の部材費(その工事費を含む)を除く経費を認定する。

	・国の補助事業との併用はできない
--	------------------

対象機器	エコキュート(新築・既存住宅対象。 店舗併用住宅の店舗部分を除く。)
補助要件	①従来の給湯機器等に対して 30%以上省 CO2 効果 (CO2 削減効果) が得られるもの。 ※新築住宅での申請の場合、電気温水器(給湯効率 1.0)からの買い替えとして取り扱う。 ②買い替えの場合、更新前給湯器の給湯効率を明らかにできること(電気温水器の場合、給湯効率は 1.0 とする)。
事業着手日の考え方	・事業着手日は、原則として契約締結行為又は工事着工日のいずれか早いほうをいう。事業着手日が補助金の交付申請日以降でなければ補助対象とならない。 ・新築住宅において、新築工事契約とエコキュートが別契約である必要がある。 ・新築工事契約にエコキュート工事が包含されている場合、契約相手からの確約や申し出(契約内容内訳書【様式第 19 号】)により、他の新築工事とエコキュートの事業費を明確にすること。 ・上記について、事業費が明確にできる場合、契約上、工程表等で確認できるエコキュート工事開始日を事業着手日とすることができる。
補助額の算定	設置に要した費用の 1/4 ・上限額 18 万円 ・給湯設備の経費は ZEH、ZEH+の経費となるため、ZEH を申請する場合、エコキュートの申請はできない。 ・北電申請費、更新前の給湯器に係る処分費、その他オプション部材等(事業に必須なものを除く)については、補助事業経費に含めない。 ・国の補助事業との併用はできない。

(3) 省エネ補助対象機器一覧

●補助の対象機器は下表の要件を満たし未使用品（中古品は除く）とする。

国や道等の補助金と併用可能

対象機器	定置用リチウムイオン蓄電池(新築住宅、既存住宅対象。 店舗併用住宅を含む。)
補助要件	① 常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光が発電する電力を充放電できる定置用リチウムイオン蓄電池であること。 ② 蓄電容量が 17.76kWh 未満であること。 ③ 電力会社の電力系統に連系できること。 ④ 公称蓄電容量が 1kWh 以上であること。 ⑤ メーカー指定の環境条件に設置すること。
補助額の算定	購入・設置に要した費用の 1/10

	・上限額 12 万円 ・既存設備の撤去費用は含めないこと
対象機器	HEMS（新築住宅、既存住宅対象。 店舗併用住宅を含む。 ）
補助要件	① 住居の電力使用量を測定・蓄積し、電力使用量の「見える化」ができること。 ② 「ECHONET Lite」規格を標準規格として搭載していること。 ③ 家電製品等の自動制御ができること。 ④ 太陽光発電等の発電設備及び蓄電池と接続機能があること。
補助額の算定	設置に要した費用の 1/10 ・上限額 4 万円
対象機器	V2H（新築住宅、既存住宅対象。 店舗併用住宅を含む。 ）
補助要件	① EV 等と住宅とを分電盤を通じて電力を相互に供給するシステムであること。 ② 国が平成 26 年以降に実施する充電インフラ整備促進に係る補助事業の対象となる充電システムまたは電力変換効率や充電性能などが当該システム以上であること。 ③ 常時、太陽光発電と接続すること（接続する太陽光発電設備は新設・既設を問わない）。
補助額の算定	設置に要した費用の 1/10 ・上限額 6 万円
対象機器	給電装置（新築住宅、既存住宅対象。 店舗併用住宅を含む。 ）
補助要件	① EV、PHV、HV 等から自宅に給電できるシステムであること。
補助額の算定	設置に要した費用の 1/10 ・上限額 3 万円

(4)申請について

◆ 申請方法

＜交付申請＞

補助対象機器施工前に、補助金交付申請書【様式第1号】に、添付資料を添えゼロカーボン推進室環境保全担当(沼ノ端清掃事務所1F)へ持参、郵送、電子申請(補助金ホームページから)、Eメールのいずれかで交付申請してください。

また、市からの補助金交付決定前において早期に事業着手しなければならないやむを得ない理由がある場合は、交付決定前に事業の事前着手をすることができます。

※補助金の交付申請日以降の事業着手であること。

※注意 1 受付は先着順となります。

2 チェックリストで提出漏れがないか確認して提出してください。

◆ 補助金交付申請書の添付書類 〈P 12.チェックリストをお使いください〉

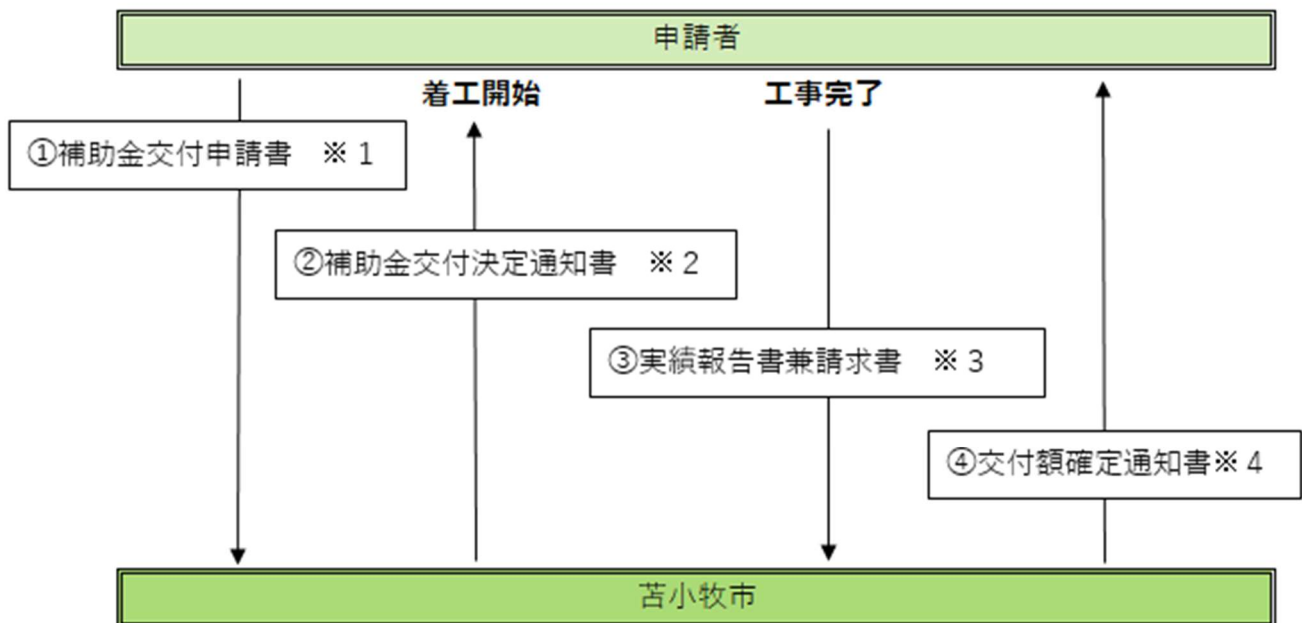
- (1) 住民票の原本又は写し（発行後３ヶ月以内）※既存住宅での対象機器取り付けのみ
- (2) 市税の完納証明書の原本又は写し（発行後３ヶ月以内）
- (3) 前号の書類が発行されない場合は、税情報確認承諾書（様式第２号）
- (4) 対象機器の購入に係る見積書の写し
- (5) 対象機器の仕様がわかる書類
- (6) 着工届(様式第３号)
- (7) 対象機器がエコキュートの場合、省 CO2 計算シート（様式第４号）
- (7) 誓約書(様式第５号)※太陽光発電設備で申請する場合のみ
- (8) 申請に係る住宅の位置図
- (9) 12 ページのチェックリスト（９）を参照
- (10) その他、市長が必要と認める書類

◆ 実績報告書兼請求書の添付資料 〈P 13 チェックリストをお使いください〉

- (1) 対象機器の設置に係る工事請負契約書の写し
- (2) 工事完了報告書(様式第１１号)
- (3) 対象機器の購入・設置に係る費用の支払いが確認できる領収書等の写し
- (4) 補助対象設備費用内訳書(様式第１２号)
- (5) 製品証明書（様式第１３号）
- (6) 対象機器を設置する住宅等が申請者の所有に属さない場合、又は共有名義の場合は設置承諾書(様式第１４号)
- (7) 住民票の原本又は写し（発行後３ヶ月以内）※新築等で申請当初と住所が変わる場合のみ
- (8) 13 ページのチェックリスト（８）を参照
- (9) 通帳の写し
- (10) その他、市長が必要と認める書類

(5) 手続きの流れ

◆ 補助金受領までの流れ



- ※1 交付決定前において早期に事業着手しなければならぬやむを得ない理由がある場合は、事前着手することは可能ですが、補助金の交付申請日以降でなければなりません。
- ※2 ②が届いてから対象機器の着工を開始してください。
- ※3 実績報告書兼請求書に添付する書類に漏れがないか確認してください。
- ※4 ④を発行して 2 週間程度でのお振込みとなります。太陽光発電設備で申請されている場合、売電状況の確認をするため、審査にお時間がかかります。

◆ 補助金の交付

書類審査が終わり次第、交付決定通知書【様式第 6 号】と実績報告書兼請求書【様式第 10 号】を送付します。これらの書類が届きましたら、業者へ発注の連絡をしてください。

対象機器の取り付け・支払いが終わりましたら、実績報告書兼請求書を市に提出してください。審査後、交付額確定通知書（様式第 15 号）発行から 2 週間程度で指定の金融機関へ振込を行います。なお、振込が完了した旨については連絡いたしませんので通帳などによりご確認ください。

◆ 発電量の報告(ZEH、ZEH+, 太陽光発電設備を申請した方)

太陽光発電設備の年間利用状況（発電電力量、毎月の自家消費率、売電量）について、発電を開始した翌月から 12 カ月分を市長に報告してください。

◆ 調査のお願い

交付を受けた方に必要に応じて対象機器の使用状況等の調査を行います。調査票を配布しますので提出をお願いします。

◆ 住宅借入金等特別控除を申請する場合

住宅の取得等に関し補助金（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。）の交付を受けた場合は、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額からその補助金等の額を控除して（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を計算しなくてはなりません。詳しくは、苫小牧税務署にお問い合わせください。

(6)実績報告書兼請求書提出締切日

(1) 脱炭素補助対象機器

対象機器	「実績報告書兼請求書」提出期限
ZEH、ZEH+	2月14日必着
太陽光発電設備	2月14日必着
定置用リチウムイオン蓄電池	2月14日必着
エコキュート（給湯器）	2月14日必着

(2) 省エネ補助対象機器

対象機器	「実績報告書兼請求書」提出期限
定置用リチウムイオン蓄電池（新築住宅）	3月末日必着
定置用リチウムイオン蓄電池（既存住宅）	2月末日必着
HEMS（新築住宅）	3月末日必着
HEMS（既存住宅）	2月末日必着
V2H	3月末日必着
給電装置	3月末日必着

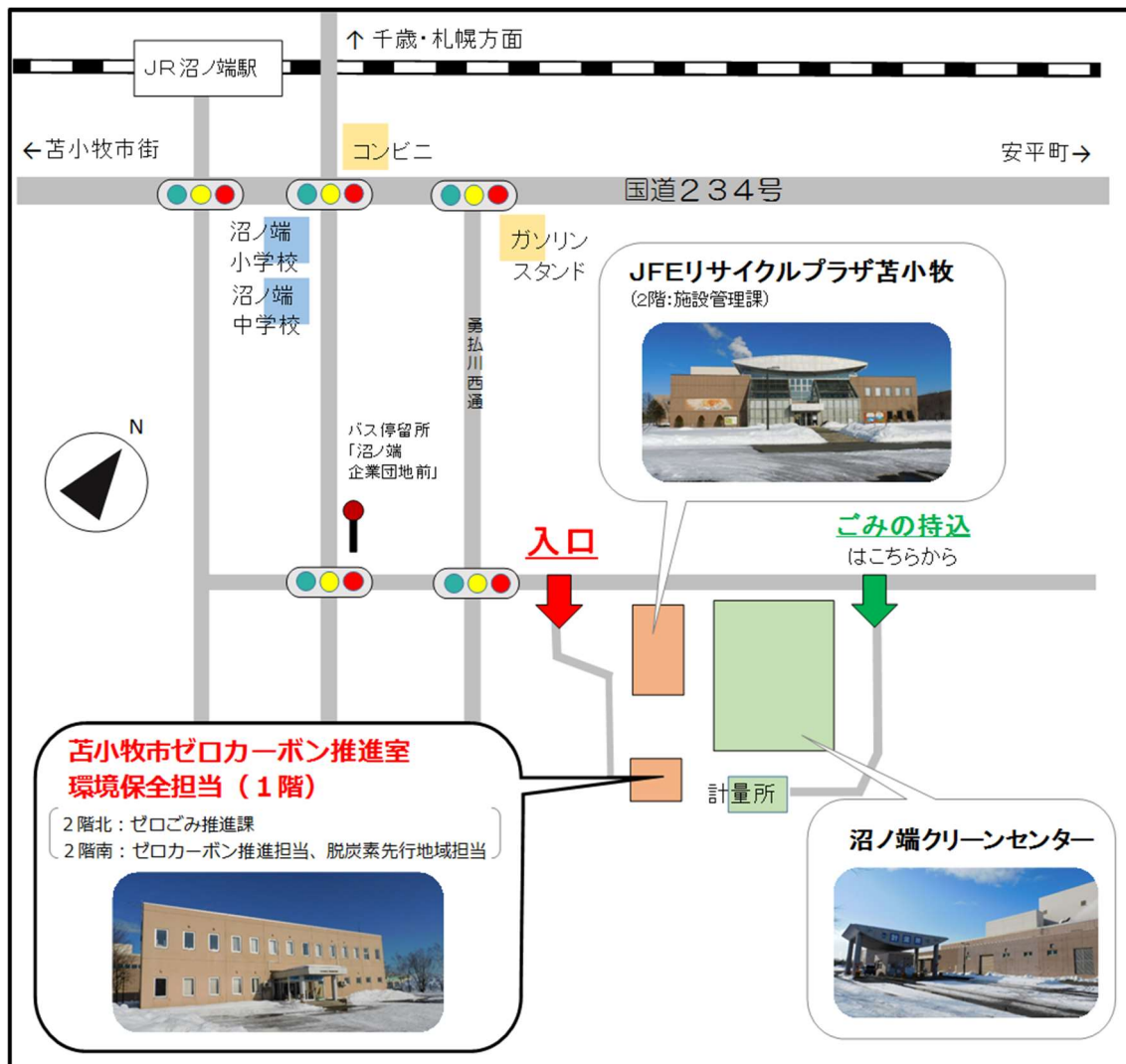
提出書類チェックリスト

チェック欄	【補助金交付申請書（様式第1号）】の添付書類
(1)	住民票の原本又は写し（発行後3ヶ月以内）※既存住宅での対象機器取り付けのみ
(2)	市税の完納証明書の原本又は写し（発行後3ヶ月以内）
(3)	前号の書類が発行されない場合は、税情報確認承諾書（様式第2号）
(4)	対象機器の購入に係る見積書の写し
(5)	対象機器の仕様がわかる書類
(6)	着工届(様式第3号)
(7)	対象機器がエコキュートの場合、省CO2計算シート（様式第4号）
(8)	申請に係る住宅の位置図（地図）
(9)	【別表1、別表2に定める書類】 ZEH、ZEH+ ☐BELS 評価書 ☐工程表(高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備の工期がわかるもの) ☐高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備の仕様がわかる書類 太陽光発電設備 ☐誓約書(様式第5号) ☐耐風、耐雪について確認できるカタログ等(ソーラーカーポートの場合) ☐太陽光モジュールの配置がわかる図面(ソーラーカーポートの場合) ☐契約内容内訳書(様式第19号)※事業着手日の考え方において必要な場合 定置用リチウムイオン蓄電池 ☐契約内容内訳書(様式第19号)※事業着手日の考え方において必要な場合 ☐省エネ補助の場合、なし エコキュート ☐更新前の給湯効率がわかる書類(電気温水器以外の場合) ☐更新前の給湯器の写真(品番やメーカーが確認できる写真、全体写真) ☐契約内容内訳書(様式第19号)※事業着手日の考え方において必要な場合 HEMS V2H 給電装置 ☐なし
(10)	その他、市長が必要と認めるもの（追加で書類を要求する場合があります）

提出書類チェックリスト

チェック欄	【実績報告書兼請求書（様式第10号）】の添付書類
(1)	対象機器の設置に係る工事請負契約書の写し
(2)	工事完了報告書(様式第11号)
(3)	対象機器の購入・設置に係る費用の支払いが確認できる領収書等の写し
(4)	補助対象設備費用内訳書(様式第12号)
(5)	製品証明書（様式第13号）
(6)	対象機器を設置する住宅等が申請者の所有に属さない場合、又は共有名義の場合は設置承諾書（様式第14号）
(7)	住民票の原本又は写し（発行後3ヶ月以内）※新築等で申請当初と住所が変わる場合のみ
(8)	【別表1、別表2に定める書類】 ZEH、ZEH+ ☐ 電力契約内容がわかる書類（余剰配線による売電であることがわかる書類） ☐ 単線結線図 ☐ 家全体の写真、高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、太陽光発電設備の写真（全体写真、品番等がわかる写真それぞれ1部ずつ） 太陽光発電設備 ☐ 委任状(様式第20号) ☐ 余剰電力を売電する場合は、非FITで売電することがわかる書類 ☐ 太陽光の全体写真、パワーコンディショナーの写真 定置用リチウムイオン蓄電池 ☐ 単線結線図 ☐ 設置後の写真（蓄電池本体、パワーコンディショナー） ☐ 省エネ補助で申請の場合、上記の他に系統連系が確認できる書類 エコキュート ☐ 設置後の写真（エコキュート本体、銘板、リモコン、室外機） HEMS ☐ 設置後の写真 V2H ☐ 単線結線図 ☐ 設置後の写真（V2H本体） 給電装置 ☐ 設置後の写真（給電装置本体）
(9)	通帳の写し(補助金の振込先がわかるページ)
(10)	その他、市長が必要と認めるもの（追加で書類を要求する場合があります）

【ゼロカーボン推進室へのアクセス】



【お問い合わせ先】

苦小牧市環境衛生部ゼロカーボン推進室 環境保全担当
 所在地 : 〒059-1364 苦小牧市字沼ノ端 2 番地 25
 TEL : (0144) 57-8806
 FAX : (0144) 57-8809
 E-mail : z-carbon@city.tomakomai.hokkaido.jp

関係書類は、苦小牧市ホームページにてダウンロードすることができます。

<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/suishin/zchhojo.html>